

「第6次千葉県男女共同参画計画」の策定について

県では、多様性尊重条例のもと、男女のいずれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会を目指し、「第6次千葉県男女共同参画計画」を策定しました。

今後、男女共同参画社会の実現に向けて、本計画に基づき、庁内横断的に各種施策を推進していきます。

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法第14条に基づく法定計画であり、現行計画の計画期間の終了にあたり、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応するため、今後の目指す姿と取り組むべき施策を盛り込んだ計画を策定します。

2 計画期間と構成

- ・令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。
- ・本計画は、次の3章で構成します。

「第1章 計画の策定にあたって」…計画策定の趣旨、位置付け、背景など

「第2章 基本方針」…目指す姿、基本目標、計画の体系、計画指標など

「第3章 事業計画」…施策の基本的な方向、施策、関連事業

3 計画のポイント

- ・多様性尊重条例第2条第2号に基づいて、「目指す姿」を設定
- ・働く場における女性活躍の一層の推進を図るため、基本目標Ⅱを新設
- ・基本目標の達成に向けて、11の施策項目、28の施策の基本的な方向、69の施策及び170の関連事業を整理
- ・新たに2つの総括指標、29の評価指標、40のモニタリング項目を設定するとともに、指標の設定理由や目標値の設定理由を明示

4 その他

第6次千葉県男女共同参画計画の詳細及び意見募集結果については、千葉県ホームページに掲載しています。

計画の詳細：<https://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/press/2025/keikaku06.html>

意見募集結果：<https://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/iken/2025/danjokeikaku.html>

第6次千葉県男女共同参画計画の概要

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

「多様性尊重条例」のもと、社会のあらゆる分野において性別の違いに関わらず、男女が共に活躍できる社会の形成に向けた取組を県全体で推進

5次計画ではワーク・ライフ・バランスの普及促進や子育て・介護への支援等に重点的に取り組み、女性の就業率の増加、男性の育児休業の取得率の向上等の成果

現行計画の計画期間の終了にあたり、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応するため、今後の目指す姿と取り組むべき施策を盛り込んだ計画を策定

2 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条に基づく法定計画
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく都道府県推進計画

3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

4 計画策定の背景

○ 本県の男女共同参画を取り巻く現状

- 少子高齢化、生産年齢人口の減少
- いまだ根強く残る固定的性別役割分担意識
- 政策・方針決定過程への女性の参画の低さ
- 多様性尊重条例の施行
- 千葉県職員仕事と家庭の両立・女性活躍推進プランの策定

○ 社会情勢

- 国際的な日本の位置づけ（ジェンダーギャップ指数の低迷）
- 多様な価値観の広がり、ニーズの変化
- 自然災害リスクの高まり
- テクノロジーの急速な進展
- 男女共同参画に関する国の動き
- 第6次男女共同参画基本計画の策定
- 男女共同参画社会基本法の改正
- 女性活躍推進法の期限延長
- 困難女性支援法の施行

第2章 基本方針

〔基本理念〕

日本国憲法（個人の尊重と法の下での平等）
男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」）

目指す姿

基本目標(4)

施策項目(11)

施策の基本的な方向(28)

男女のいずれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会

Iあらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進

II働く場における女性活躍の推進

III誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

IV男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備

- ① 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

- 1 政治・行政分野における政策決定過程における女性の参画の促進
- 2 民間における方針決定過程における女性の参画の促進

- ② あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

- 1 女性の参画が少ない分野における女性活躍の場の拡大
- 2 男性の参画が少ない分野における男性活躍の場の拡大

- ③ ライフステージに応じた男女共同参画の促進

- 1 家事・子育て・介護への支援の促進
- 2 地域活動等における男女共同参画の促進

- ① 働く場における女性への活躍支援

- 1 女性の就業(継続)・復職・起業への支援
- 2 女性の能力発揮への支援

- ② 誰もが働きやすい職場環境づくり

- 1 多様な働き方の推進
- 2 誰もが安心して働ける職場環境の整備
- 3 ハラスメント対策の促進

- ① あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

- 1 あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤整備
- 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進
- 3 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり
- 4 メディアにおける女性や子ども等の人権への配慮

- ② 誰もが安心して暮らせる環境の整備

- 1 ひとり親家庭等様々な困難な状況におかれている人々への支援
- 2 困難な問題を抱える女性等への支援
- 3 男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組の推進
- 4 高齢者・障害のある人・外国人・性的マイノリティなどがジェンダーに基づいて抱える問題への理解の促進・支援

- ③ 生涯を通じた健康づくりの推進

- 1 生涯を通じた男女の健康支援の推進
- 2 性差を考慮した健康課題等への支援

- ① 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見を解消するための意識変革の推進

- 1 固定的性別役割分担意識の変革に向けた啓発
- 2 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供

- ② 子ども・若者に向けた意識啓発

- 1 学校教育・社会教育等における啓発
- 2 多様な選択を可能とする学習の推進

- ③ 推進体制の整備・強化

- 1 男女共同参画センターの機能強化
- 2 多様な主体との連携
- 3 計画の適正な進行管理

第3章 事業計画

● 施策の内容(施策の基本的な方向ごと)(69)

- 1 女性議員を増やすための意識啓発/県が設置する審議会等への女性登用促進/県職場における女性職員及び女性管理職の登用推進
- 2 事業所、団体等における女性登用促進/公立学校等における女性教職員の登用推進

- 1 防災分野への女性の参画の推進/農林水産業における男女共同参画の推進/女性の参画が少ない分野における女性の参画の推進
- 2 保育分野など、男性の参画が少ない分野における男性の参画の推進

- 1 家庭生活における男女共同参画の推進/地域における子育て支援の体制の整備/妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援/育児休業・介護休業制度の普及・定着/地域における介護支援体制の整備
- 2 地域活動等における男女共同参画の普及啓発

- 1 女性の就業支援/女性の復職・再就職支援/女性の起業支援
- 2 女性の能力発揮への支援

- 1 県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備/働き方改革に取り組む事業所への支援
- 2 健康で安心して働くための法律等に関する知識の普及啓発/職場におけるメンタルヘルス等健康管理の推進及び労働相談の実施/誰もが安心して働ける県職場環境の整備
- 3 ハラスメント防止のための周知啓発/県職場等におけるハラスメント対策の推進

- 1 暴力を許さない社会に向けた広報啓発/関係機関・団体との連携強化
- 2 配偶者等からの暴力の防止及びストーカー事案対策の推進/犯罪被害者等の支援の充実
- 3 風俗環境の浄化及び違法風俗営業店等の排除並びに人身取引対策/性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進/青少年を取り巻く有害環境の浄化並びに福祉犯罪の取締り強化
- 4 インターネット上の違法情報に関する取締りの強化等/青少年のネット被害防止対策(ネットパトロール)の推進/情報活用能力、メディア・リテラシーの学習機会の充実

- 1 ひとり親家庭への経済・日常生活支援
- 2 困難な問題を抱える女性への支援/誰もが相談できる体制の充実
- 3 男女共同参画の視点を取り入れた防災復興への取組のための普及啓発/避難所における男女共同参画の促進/女性用品や乳幼児品等の備蓄/災害時におけるDV・性犯罪等の相談事業
- 4 高齢者が抱える困難な問題の理解の促進・支援/障害のある人が抱える困難な問題の理解の促進・支援/外国人が抱える困難な問題の理解の促進・支援/性的マイノリティが抱える困難な問題の理解の促進・支援

- 1 一人ひとりに応じた健康づくり/思春期の子どもと体の健全な育成/自殺対策の推進/総合的ながん対策の推進/性感染症やエイズ対策の推進/学校における発達段階に応じた適切な性教育等の実施
- 2 母子保健体制の充実/妊娠・出産・子育てに関する知識の普及・相談の充実/不妊や不育症に関する支援体制の充実/周産期医療体制の充実/性差を考慮した健康課題への支援

- 1 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進と支援
- 2 男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供

- 1 学校における男女共同参画や人権教育の啓発・推進/教育相談の充実/幼児教育の理解・発展推進/社会教育・家庭教育における男女共同参画についての理解促進
- 2 キャリア教育の充実

- 1 男女共同参画センターの機能強化
- 2 市町村・民間団体等との協働とネットワークづくり
- 3 男女共同参画苦情処理委員制度の運用/計画の適正な進行管理

第6次千葉県男女共同参画計画の指標体系

総括指標(2)
「目指す姿」に紐づき、男女共同参画社会の実現度を測る

施策項目(11)

評価指標(29)
「基本目標」に紐づき、計画の進捗度を測る

モニタリング項目(40)
男女共同参画に関する県内の状況等を把握

1 社会全体における男女平等感

男性
R7 18.9%
⇒ R12 22.0%

女性
R7 9.6%
⇒ R12 22.0%

2 女性の権利に関する法制度等の認知度

- ① 多様性尊重条例
R7 32.5%
⇒ R12 37.5%
- ② 男女共同参画社会基本法
R6 51.6%
⇒ R11 57.0%
- ③ 男女雇用機会均等法
R6 88.7%
⇒ R11 90.0%
- ④ 女性活躍推進法
R6 37.6%
⇒ R11 48.0%
- ⑤ 女子差別撤廃条約
R6 23.0%
⇒ R11 32.0%

① 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

- 1 県の審議会等における女性委員割合 (R7 30.7% ⇒ R12 40.0%)
- 2 県庁の女性管理職の割合 (R7 14.1% ⇒ R11 20.0%)
- 3 事業所における女性管理職の割合 (R5 15.0% ⇒ R12 24.0%)
- 4 公立学校の女性管理職の割合 (R6 校長: 22.0%、副校長・教頭: 21.3% ⇒ R11 校長: 26.0%、副校長・教頭: 30.0%)

② あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

- 5 消防団における女性消防団員の割合 (R7 3.1% ⇒ 10% (当面5%))
- 6 認定農業者に占める女性の割合 (R5 9.4% ⇒ R12 12.0%)
- 7 女性警察官の割合 (R7 12.7% ⇒ R12 15.0%)

③ ライフステージに応じた男女共同参画の促進

- 8 子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合 (R6 78.3% ⇒ R12 80.0%)
- 9 女性の有業率 (R4 52.7% ⇒ R9 55.4%)
- 10 女性の雇用者に占める正規職員の割合 (R4 45.9% ⇒ R9 49.5%)

① 働く場における女性への活躍支援

- 11 県庁における男性職員の育児休業取得率 (R6 88.4% ⇒ R11 100%)
- 12 県庁における男性職員の育児休業取得日数 (2週間以上の取得) (R6 85.3% ⇒ R11 85.0%)
- 13 学校職員及び教育庁等の男性職員の育児休業取得率 (R5 学校職員: 28.2%、教育庁等職員: 84.2% ⇒ R11 学校職員: 50.0%、教育庁等職員: 100%)
- 14 警察における男性職員の育児休業取得率 (R6 80.9% ⇒ R12 85.0%以上)
- 15 働きやすいと感じる女性の割合 (R6 53.5% ⇒ 増加を目指す)
- 16 多様な就業形態を導入している事業所の割合 (テレワークの導入・定着) (R5 11.7% ⇒ 毎年度前年度以上)
- 17 事業所における男性の育児休業取得率 (R5 44.5% ⇒ R12 85.0%)
- 18 事業所におけるハラスメント防止のための取組 (R5 94.1% ⇒ R12 100%)

② 誰もが働きやすい職場環境づくり

① あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

- 19 配偶者等からの暴力に関する相談窓口の認知度 (R2 インターネットアンケート: 23.0%、大学生意識等調査: 53.0% ⇒ R12 「知らない」の回答を10.0%以下)
- 20 DVを受けた人のうち相談した人の割合 (R6 19.8% ⇒ R11 50.0%)

② 誰もが安心して暮らせる環境の整備

- 21 困難な問題を抱える女性への支援のための相談窓口設置市町村数 (R7 38市町 ⇒ R12 増加を目指す)
- 22 地域防災活動における男女共同参画の視点に立った取組の充足度 (R6 男性: 11.8%、女性: 11.0% ⇒ R11 増加を目指す)

③ 生涯を通じた健康づくりの推進

- 23 健康寿命の延伸 (R4 男性: 72.96年、女性: 75.89年 ⇒ R10 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加)
- 24 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数) (R4~6 男性21.9、女性10.9 ⇒ R6~8 13.0)
- 25 がん検診の受診率 (⇒ R10 胃がん・肺がん・大腸がん: 男女共 60.0%、乳がん・子宮頸がん: 女性 60.0%)

① 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見を解消するための意識変革の推進

- 26 現在の家事等の役割分担 (夫婦とも同じくらい行う) (R6 食事: 22.1%、掃除・洗濯: 24.0%、子どもの世話: 19.4% ⇒ R11 食事: 50.0%、掃除・洗濯: 50.0%、子どもの世話: 42.0%)
- 27 男女の役割分担意識 (男は仕事、女は家庭という考えに反対) (R6 女性: 54.5%、男性: 39.9% ⇒ R11 女性: 68.4%、男性: 58.4%)

② こども・若者に向けた意識啓発

③ 推進体制の整備・強化

- 28 学校教育の場における男女共同参画の推進 (仮) (⇒ R11 女性: 50.0%、男性: 60.0%)
- 29 男女共同参画センター設置市町村数 (R7 11市 ⇒ R12 14市町村)

- 1 千葉県議会・市議会・町村議会における女性議員割合 (R6 県議: 14.4%、市議: 22.1%、町村議: 19.0%)
- 2 国・千葉県・千葉県内市町村の審議会等における女性委員割合 (R6 国: 42.0%、R7 市町村: 28.7%)
- 3 市町村職員における女性職員の管理職への登用率 (R7 15.6%)
- 4 農業協同組合の役員に占める女性の割合 (R6 10.1%)
- 5 農業委員に占める女性の割合 (R6 16.5%)
- 6 土地改良区理事に占める女性の割合 (R6 1.8%)

- 7 女性の災害対策コーディネーター登録者数 (R6 372人 (20.1%))
- 8 男女別医師数 (R6 男性: 10,432人、女性: 3,385人 (25.0%))
- 9 男性の保育士就業者数 (R2 男性: 980人 (3.2%)、女性: 29,570人)
- 10 男性の保育士登録者数 (R6 3,804人)
- 11 男女別看護師数 (R6 男性: 4,427人 (8.5%)、女性: 47,891人)
- 12 介護職員の男女比 (R6 男性: 23.4%、女性 76.6%)
- 13 女性弁護士数 (R6 161人 (18.3%))
- 14 女性司法書士数 (R6 129人 (16.2%))

- 15 保育所待機児童数 (R6 83人)
- 16 放課後児童クラブ待機児童数 (R6 1,181人)
- 17 介護を理由とした離職者がいる事業所割合 (R5 10.5%)
- 18 特別養護老人ホーム整備床数 (R6 32,245床)
- 19 自治会長・PTA会長における女性割合 (R6 自治会長: 8.2%、PTA会長: 25.1%)

20 所定内給与額の男女格差 (R6 76.2% (男性を100とした場合の女性の所定内給与額の割合))

- 21 育児休業・介護休業の取得しやすさ (R6 男性育休: 35.2%、女性育休: 60.1%、男性介休: 31.6%、女性介休: 48.0%)
- 22 週間就業時間60時間以上の雇用者の割合 (R6 男性: 7.4%、女性: 2.0%)
- 23 ハラスメントの相談件数 (R6 パワハラ: 2,265件、セクハラ: 253件、マタハラ: 187件、育休・介休ハラスメント: 167件)

- 24 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数 (R6 8,884件)
- 25 千葉県警察におけるDV相談状況 (R6 4,841件)
- 26 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数 (R6 7,739件)
- 27 性犯罪110番(＃8103)で受理した件数 (R6 429件)

- 28 母子世帯の母・父子世帯の父の年間就労収入の構成割合 (R3 400万以上父子世帯: 54.6%、400万以上母子世帯: 15.3%)
- 29 防災危機管理部における女性職員の割合 (R7 16.4%)
- 30 ダイバーシティという考え方の認知度 (R7 49.3%)

- 31 年齢階級別人工妊娠中絶の状況 (R6 4,051件)
- 32 男女別のAED使用率 (R5 男性: 6.8%、女性 2.8%)
- 33 産婦人科医数 (R6 558人)

- 34 社会全体における男女平等意識 (内閣府調査) (R6 男性: 21.9%、女性: 12.2%)
- 35 6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間 (R3 男性: 140分、女性 470分)

- 36 理学・工学分野を専攻する女子生徒数 (R6 理学 217人、工学 439人)
- 37 子どもの教育における男女平等意識 (理系は、男性の方が向いていると回答した人の割合) (R6 男性: 21.0%、女性: 17.9%)
- 38 高等学校卒業者の大学・短大等への進学者数 (R6 男性: 14,328人、女性 13,544人)

- 39 女性・男性のための総合相談件数 (R6 女性相談: 5,752件、男性相談: 783件)
- 40 地域推進員設置市町村数 (第10期 (R8.3.31まで) 48市町村)

「第6次千葉県男女共同参画計画」原案への意見と県の考え方

※県民の皆様からの意見については、取りまとめの上、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

No.	意見の概要	県の考え方
第1章 計画の策定に当たって(1ページ～12ページ)		
1	2ページにある「国が令和7年12月に策定した男女共同参画基本計画」の記載は修正するべき。	2ページの該当部分の記載を下記のとおり修正します。 【国が令和8年3月に策定した「第6次男女共同参画基本計画」では】
第2章 基本方針(13ページ～24ページ)		
2	格差という言葉について、能力や成果による「合理的な格差」が損なわれないよう「不合理な格差」であることを明確にしてほしい。	計画に記載がある「働く場における様々な男女間の格差」とは、雇用者に占める非正規の職員・従業員に女性が多いことや賃金の男女間格差があることなどを指しており、県では女性が主体的に能力を発揮し、社会の対等な構成員として活躍できる社会の実現を目指していきます。
3	女性議員数や女性管理職数など性別で比較することがおかしい。能力によって登用するべき。	政策・方針決定過程における女性の参画を増やし、多様な視点を取り入れることは、各分野の課題の解消に向けた取組が進むことにつながると考えられ、非常に重要であると考えており、県では性別の区別なく、一人ひとりが持つ個性や能力を発揮できる社会を目指していきます。
4	評価指標「学校職員及び教育庁等の男性職員の育児休業取得率」について、高い目標値を設定してもらいたい。	御意見につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。
5	18ページの「17事業所における男性の育児休業取得率」について、どの休暇を対象とし、どのような計算をして取得率を出すか記載したほうが良い。	指標として設定している「育児休業取得率」は、「本人または配偶者が出産した従業員数」に対する「育児休業を取得した従業員数」の割合で算出しております。
第3章 事業計画		
基本目標Ⅰ あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進(25ページ～40ページ)		
6	27ページの「女性議員を増やすための意識啓発」について、女性議員が増えない要因や具体的な取組を加えるべき。	各「施策」については、計画期間において本県が取り組むべき関連事業を分かりやすく記載していることから、原案のままとします。御意見につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。
7	28ページの「県職場における女性職員及び女性管理職の登用推進」について、具体的な取組を記載するべき。	
8	35ページの「保育分野など、男性の参画が少ない分野における男性の参画の推進」について、男性保育士のおかれている現状(セクハラ、パワハラ、マイクロアグレッション)や要因分析などの記載があってもいいのではないかと。	
9	37ページの「家庭生活における男女共同参画の推進」について、家庭生活＝子育てと読めてしまう。	37ページについては、子育てだけでなく、家事なども含めて「家庭生活」という記載にしています。
10	40ページの「地域活動等における男女共同参画の普及啓発」について、多様性社会推進課だけが行うことに違和感がある。	計画に記載している各事業については、担当課が中心となり、各部局と連携して取組を進めることとしています。
基本目標Ⅱ 働く場における女性活躍の推進(41ページ～52ページ)		
11	49ページにある「県庁における男性職員の育児休業取得日数」について、目標値が現状値を下回っているが何か理由はあるか。	計画指標の「県庁における男性職員の育児休業取得日数」については、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、2030年(令和12年)までの目標として、「公務員の2週間以上男性育児休業取得率が85%」と設定されたことなどを踏まえて設定しております。数値目標については、国の方針や本県の取得状況を鑑みながら、検討してまいります。
12	51ページに記載がある「ハラスメント対策の促進」について、ハラスメント対策に関する記載がもう少しあった方がよい。	各「施策の基本的な方向」については、計画期間において本県が取り組むべき施策の方向性を分かりやすく記載していることから、原案のままとします。御意見につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。
基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心委暮らせる社会の実現(53ページ～75ページ)		
13	DV被害について、性別によらず対応すること、また、性別ごとのデータの可視化に努めることを記載してほしい。	県では、DV被害への対応を性別を問わず実施しており、また、「DVを受けた人のうち相談した人の割合」について、「千葉県男女共同参画白書」等で公表しています。

No.	意見の概要	県の考え方
14	DVIに関する対応に当たっては、「子どもの権利保護に十分留意して、関係機関が連携することも重要である」ことを記載してほしい。	本計画では、DVと児童虐待の関係性等の観点から、関係機関相互の連携が重要である点について記載しており、児童虐待に関する必要な施策等については「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」に明記しているため、原案のままとします。御意見につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。
15	57ページにある「外国人のDV被害者等への支援」について、「配偶者等からの暴力の防止及びストーカー事案対策の推進」欄に記載すべき。	57ページに記載している「施策1」は、配偶者等からの暴力の防止等について記載しており、「施策2」は、犯罪被害者等への支援について記載しています。「外国人のDV被害者等への支援」事業については、施策2「犯罪被害者等の支援の充実」に位置付けていることから、原案のままとします。御意見につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。
16	本施策において用いられる「有害図書」「有害情報」の範囲が不明確であるため、児童の権利に関する条約や子ども基本法が保証する表現の自由および知る権利を不当に制約するおそれがある。58ページに記載している「有害図書」「有害情報」の定義を明確にするべき。	有害図書等については、「千葉県青少年健全育成条例」第10条に規定しています。青少年有害情報については、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第2条に規定されています。
17	表現の自由の観点から、59ページに記載がある「有害環境」という文言について、定義を明示してほしい。	有害環境については、少年警察活動規則第11条において「少年が容易に見ることができるような状態で性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品が販売されていることその他の少年の心身に有害な影響を与える環境」と規定されています。
18	59ページにある「メディアにおける女性や子ども等への人権の配慮」について、子どもへの対応のみとなっていることが疑問。大人への施策(社会人権教育)も必要。	県では、デジタル化の進展等に伴い、性に関する被害を受ける可能性が増加している女性や子どもに関する施策をはじめとして、全ての人の人権が配慮されるよう取り組んでいきます。
19	施策の基本的な方向「メディアにおける女性や子ども等の人権への配慮」における「配慮」という用語は不明確であり、表現の自由に対する過度な萎縮効果を招く恐れがあるため、より法的に明確な表現に改めるべき。	施策の推進に当たっては、表現の自由等の人権の尊重を基本理念として十分留意して進めることとしており、原案のままとします。御意見につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。
20	61ページの「現状と課題」の中で「民間団体には必ずしも連携することが適当でない団体も認められることから、被支援者の利益に繋がるよう、自治体は連携する民間団体の適格性について情報収集に努めて判断する必要がある」と記載した方が良いのではないか。	本県が民間団体等と連携する際には、県の信用を失墜させることのないよう、十分に留意しています。御意見につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。
21	69ページにある「性的マイノリティが抱える困難な問題の理解の促進・支援」について、SOGIやLGBT理解増進法に関する記載がないが、記載しないのか。	各「施策」については、計画期間において本県が取り組むべき関連事業を分かりやすく記載していることから、原案のままとします。御意見につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。
22	73ページにあるエイズ啓発パンフレットの公開に関する記載は施策5に移してはどうか。	「エイズ教育用リーフレットのホームページへの掲載」事業は、エイズ対策及び学校における性教育の両方に関連することから、「施策5」と「施策6」に記載していますので、原案のままとします。
23	73ページに記載がある学校での性教育について、「生命の安全教育」に従って行うことや「性教育の内容を保護者や地域と共有して進める」と記載してはどうか。	各「施策」については、計画期間において本県が取り組むべき関連事業を分かりやすく記載していることから、原案のままとします。なお、各学校における性教育は学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解すること等を目的として、保護者や地域の理解を得ながら進めています。
24	74ページにある「性差を考慮した健康課題への支援」について、がんとAEDにどのような性差対応があるのか。	がんについては、子宮頸がんなどの女性特有のがんだけでなく、前立腺がんのように男性特有のがんもあり、正しい知識を普及・啓発する必要があります。AEDについては、女性に対しても躊躇なく使用できるよう、パッドを貼り付けた後で、洋服やタオル等で肌を隠して使用するなど、プライバシーに配慮した対応が必要です。
基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備(76ページ～88ページ)		
25	偏見による不利益の解消と人の価値観や内面への介入は慎重に区別されるべき。どこまでを行政が担い、どこからを個人・家庭・地域にゆだねるのか、境界が不明確である。	固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見(アンコンシャス・バイアス)については、教育や啓発を通じた自発的な理解によって、解消を図ることが重要と考えています。
26	基本目標Ⅳ施策項目①に記載がある「意識変革の推進」は思想信条の自由を侵すことにつながるため、変更したほうが良いのではないか。	

No.	意見の概要	県の考え方
27	特定の主義主張を強制するものではないことが分かるよう、76ページの文末を「～解消するため、啓発活動や情報提供を通じて、県民等の意識改革と理解の促進を図ります」としてはどうか。	
28	無用な混乱と事業者等民間の内部での体験や思想の押し付けが起きないよう、76ページの「現状と課題」に「県民等の意識改革と理解を促進するための啓発や情報提供に当たっては、多様性に十分に配慮し、強制と捉えられるような方策は避ける必要がある」と記載してはどうか。	
29	アンコンシャス・バイアスへの対応について、教育現場における具体的な運用方針が示されないまま、計画に盛り込まれていることに不安を感じる。子供が感じる自然な感情や価値観まで「是正」の対象とならないよう慎重な検討と明確な説明が必要。	御意見につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。
30	82ページの「心のバリアフリー推進事業」について、(再掲)の表記が抜けている。	本計画では、複数の「施策」に関連事業を記載する場合、最も関連性が高い「施策」を本籍としているため、82ページの「心のバリアフリー推進事業」には(再掲)の表記をしていません。
31	83ページに「市町村の社会人権教育関係者等に対して、男女共同参画の推進に関する研修・講座を実施」とあるが、家庭教育支援は人権教育関係者でいいのか。	下記のとおり修正します。 【市町村の家庭教育支援関係者等に対して、男女共同参画の推進に関する研修・講座を実施】
32	86ページに「民間団体には必ずしも連携することが適当でない団体も認められることから、被支援者の利益に繋がるよう、自治体は連携する民間団体の適格性について情報収集に努めて判断する必要がある」と記載した方が良いのではないかと。	本県が民間団体等と連携する際には、県の信用を失墜させることのないよう、十分に留意しています。御意見につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。
33	88ページに記載がある「県民に推進状況や評価結果を公表」について、「ホームページ等で分かりやすく」を追記してはどうか。	計画に記載する事業に関する自己評価や外部評価については、引き続き千葉県ホームページで公表していきます。
34	88ページに記載がある「県民に推進状況や評価結果を公表」について、「推進本部幹事会」並びに「推進懇話会」の内容(資料、議事録)も公表対象として追記してはどうか。	男女共同参画推進本部幹事会は庁内組織であるため、資料や議事録を千葉県ホームページで公表していませんが、男女共同参画推進懇話会の資料等は、引き続き千葉県ホームページで公表していきます。
35	88ページに記載がある「県民に推進状況や評価結果を公表」について、本計画全体の状況や評価結果だけではなく、「個別の施策や事業についても担当する県市区町村での事務事業評価を行い結果を公表すること」と追記してはどうか。	計画に記載している事業に関する自己評価や外部評価の結果については、引き続き千葉県ホームページで公表していきます。なお、各市町村の取組結果については、各市町村のホームページ等をご覧ください。
その他		
36	計画案は男らしさや女らしさを否定するものであり、排除するものである。多様性と言っておきながら海外から見れば日本人の美德と言われるような文化風習まで壊すような考え方は県民の一人としてすべてが受け入れがたいものであるため、計画自体に反対する。(同趣旨の意見:2件)	本計画は「男女のいずれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会」の実現を目指すものであり、男らしさや女らしさ、日本の文化風習を否定するものではありません。御意見につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。
37	男女平等の名の下に「男性らしさ」「女性らしさ」をなくすような事は教育をはじめ全てやめてほしい。	
38	計画案は、子供に対して、ジェンダーフリー教育を押し付ける教育悪である。(同趣旨の意見:2件)	学校における性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進については、文部科学省の「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について【平成27年4月】」及び「『性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律』の公布について(通知)【令和5年6月】」に基づき、実施しています。
39	男性が女性になったり、女性が男性になったりしているが、性は男か女だと思う。もっと多くの県民のことも考えてほしい。	本計画に基づき、「男女のいずれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会」の実現を目指します。
40	女性も男性も同等の人間として、個として自分らしく生きていけることを基本的に県民の現状を捉える必要がある。	

No.	意見の概要	県の考え方
41	数値目標を優先するあまり、必要な支援は何か等の検証が十分に行われないうまま、事業や予算が拡大していくことには慎重であるべき。	御意見につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。なお、本計画に位置付けている「施策」については、男女共同参画との関係性等の観点から改めて見直しを行っています。
42	男女という文字をなくし、「性別に関係なく」と標記すべき。	本計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について定めており、施策の内容に適した表現を使用しています。
43	男女共同参画は見直すべき。無駄な予算は付けず、税金を使ってもらいたい。	少子高齢化や生産年齢人口の減少などの課題や、社会のグローバル化・ライフスタイルの変化などに対応するためには、男女共同参画の推進が重要であると考えています。なお、本計画に位置付けている「施策」については、男女共同参画との関係性等の観点から改めて見直しを行っています。
44	女性が不足している業種で女性というだけで採用することは差別であるとする。また、女性というだけで職場の管理職に登用するのは差別であるとする。	県としては、基本目標Ⅱの施策項目として記載しているとおり、働く場における女性への活躍支援や誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいきます。
45	男女の格差をなくそうという先には、選択的夫婦別姓を導入させたいという意図が見え隠れする。(同趣旨の意見:2件)	選択的夫婦別姓制度については、国民的な議論を踏まえ、国政の場において慎重に検討されるべきものと考えています。
46	選択的夫婦別姓制度について、計画に明記してほしい。(同趣旨の意見:3件)	
47	男女共同参画は男性の優遇を認めない姿勢であるが、反対に男性への差別や暴力や拒絶が起きても見えなくなり、行き過ぎた男女共同参画になる恐れがある。	御意見につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。
48	男女が共に尊重される社会にするためには、愛情が重要であり、特に兄弟姉妹の愛情で男女を尊重することがいいと思う。	
49	男女の賃金格差について、県でも独自に最低賃金の更なる引き上げとともに、企業に対して課題化するなど具体的な取組をしてほしい。	
50	子育て、介護、家事など「分担」という意識を促しているが、男女とも対等という意味では「シェア」という言葉がふさわしい。	
51	現状の意見募集の方法では、意見提出の方法が限られるなど、参加のハードルが高い。オンラインの整備は不可欠である。また、意見募集において個人情報の取扱い方針も明確に記載してほしい。	